

熊取バドミントンクラブ 規約

第1章 名称・組織・事務所

第1条 本クラブは、熊取バドミントンクラブと称する。

第2条 本クラブは、原則として本クラブの趣旨・目的に賛同する熊取町在住もしくは勤務する中学生以上の人々をもって構成する。

第3条 本クラブの事務所は、熊取バドミントンクラブ会長宅に置く。

第2章 目的

第4条 本クラブは、バドミントンを通じて健康増進と相互の親睦をはかり、合わせてスポーツの発展に寄与し、バドミントンの健全な普及発展をはかる事を目的とする。

第3章 事業

第5条 本クラブは、前条の目的達成の為に次の事業を行なう。

- 1 バドミントン大会の開催
- 2 競技の指導・講習会の開催
- 3 他地区クラブとの交流試合
- 4 その他必要と認められる事業

第4章 会員

第6条 会員は、一般会員と賛助会員で構成される。

- 1、一般会員は、原則として熊取町に在住もしくは勤務する中学生以上の人又は会長が特別に認める人で本クラブの趣旨・目的に賛同する人をもって構成する。
- 2、賛助会員は、物品の販売や技術指導等で、当クラブに特別の賛助を頂ける人で、入会を希望し役員会で承認した人をいう。賛助会員は、月々の鍵当番を免除する以外は、一般会員と同等の権利義務を有す。

第5章 入会金及び会費

第7条 入会金及び会費の詳細事項は、内規にて定める。

- 1、既に連盟所属の方の場合、入会金は徴収しない。
 - 1)入会金
一般会員3000円。連盟会員はなし。
- 2、学生(高校生以下)の会費は一般会費の半額とする。

1)会費

一般会員 6000円／半期。

2)ビジター代

一般会員700円。連盟会員500円。

3)高校生以下の扱い

入会金、会費は半額。ビジター代は同額。

第8条 会員は、特別の事由ある時は、会長に届出て休会する事が出来る。この間の会費は不要とする。

1、休会する場合は、期(上期4月～9月、下期10月～3月)の途中であっても、会費は返却しない。

2、新規入会または復会する場合の会費は、月単位での期の残り月分とする。

第9条 無断で会費を滞納した会員は、退会したものとみなす。(猶予期間:半年間)

その間に退会、休会の意思を確認する。

状況によっては会長の判断で除名もあり得る。

第6章 役員

第10条 本クラブには、次の役員を置く。

- 1 顧問 若干名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名
- 4 会計 1名
- 5 会計補佐 1名
- 6 理事 若干名
- 7 会計監査 1名

第11条 本クラブの役員は、次の業務を遂行する。

- 1 顧問は、本クラブに特別の功労あった者で役員会にて推挙され総会にて認証された者とし、本クラブの運営について、大局的見地よりアドバイスする。
- 2 会長は、本クラブを代表し、クラブ運営を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、又会長不在の時は会長を代行する。
- 4 会計は、本クラブの会計を統括する。
- 5 会計補佐は、会計を補佐する。
- 6 理事は、役員会に出席し、本クラブの運営に協力する。
- 7 会計監査は、会計を監査する。

第12条 本クラブの会長以下の役員は、総会で選出する。

第13条 会長以下の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。補選で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 会議

第14条 本クラブは、次の会議をもつ。

- 1 総会
- 2 役員会

第15条 会長は、年1回以上の総会及び必要に応じて役員会を招集する。

第16条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 1 規約の改訂
- 2 活動方針
- 3 役員改選
- 4 予算案
- 5 決算報告

第17条 総会は、会員の1/2以上(委任含む)の出席により成立し、議決はその過半数の賛成により決定する。

第18条 役員会は、クラブの運営事項を審議決定する。

第19条 付則

- (1) 平成15年4月13日 第6条に賛助会員を追加する。
- (2) 平成18年4月23日 第6条一般会員の項の一部、第8条に復部時の会費扱い、第17条に「委任を含む」を追加する。
- (3) 平成25年4月26日 現状について規約に反映
 - 【第7条1】連盟所属の方は入会金をいただかないルールとなった。
 - 【第7条2】学生の定義と会費について明記した。
 - 【第9条】無断で会費を滞納した会員は、退会とするが、半年間を猶予とする。
その間に退会、休会の意思を確認する。
状況によっては会長の判断で除名もあり得る。
- (4) 平成29年4月2日
 - 【第7条2 1】会費
一般会員 6000円／半期とした。

以上